

2025年3月24日

暴言・暴力・迷惑行為への対応について

船員保険大阪健康管理センターでは、下記の通り暴言・暴力・迷惑行為があった場合、健康診断をお断りする場合があります。

また、状況によっては、警察に介入を依頼する場合があります。

受診者様の安全を守り、健診を円滑に行うと共に最善の医療を提供するための対応でございます。

記

1. 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の受診者様や職員に迷惑を及ぼす、
或いは職員の業務を妨げる場合
(大声を出して怒鳴る、土下座させる、居直る等)
2. 他の受診者様や職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、職員の業務を妨害する場合
4. 職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為
をする場合
5. 正当な理由もなくセンター内に立ち入り、長時間とどまる場合
6. 職員の指示に従わない行為をする場合
7. 謝罪や謝罪文を強要する場合
8. センター内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為をする場合
9. その他、他の受診者様や当センターの迷惑と判断される行為、および医療に支障をきた
す迷惑行為をする場合

このような行為は当事者と当センターとの信頼関係を損ないます。

予めご了承いただくと共に、ご理解とご協力をお願いいたします。

船員保険大阪健康管理センター センター長